

(介護予防)蓬仙園短期入所生活介護事業所重要事項説明書

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 偕寿会
代表者氏名	理事長 島崎みつ子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	山形県上山市金谷字藤木 2401 番地 電話：023-679-2366 F A X：023-673-5279
法人設立年月日	昭和57年5月17日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	蓬仙園短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所）
介護保険指定 事業所番号	蓬仙園短期入所生活介護事業所（0671300130号） 予防蓬仙園短期入所生活介護事業所（0671300130号）
事業所所在地	山形県上山市金谷字藤木 2401 番地
連絡先 相談担当者名	電話：023-679-2366 F A X：023-673-5279 生活相談員：志田智子
通常 の送迎 の実施地域	上山市 山形市
利用定員	10名（1ユニット）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人偕寿会が開設する蓬仙園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業を定め、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所は、利用者に対し、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能訓練並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所は、利用者に対し、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3 事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を

	図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	--------------------------

(3) 事業所の職員体制

管理者	猪狩 良佳
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う	1名
医 師	利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる	1名以上
生活相談員	利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う	1名以上
看護職員	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う	1名以上
介護職員	利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う	3名以上
管理栄養士	食事の献立の作成、利用者の栄養管理、調理師の指導等を行う	1名以上
栄養士	食事の献立の作成、利用者の栄養管理、調理師の補助を行う	1名以上
機能訓練指導員	生活機能の改善及び維持するための機能訓練を行う	1名以上
歯科衛生士	利用者の口腔ケアを行う	1名以上
調理職員	管理栄養士又は栄養士の指導、指示による食事の調理等を行う	7名以上
事務職員	必要な事務を行う	1名以上
業務員	施設内外の清掃と運転業務を行う	1名以上
警備員	夜間の警備業務を行う	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ②利用者又は家族の預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
ユニット 併設型	個室	要支援1	529	5,290円	529円	1,058円	1,587円
		要支援2	656	6,560円	656円	1,312円	1,968円
		要介護1	704	7,040円	704円	1,408円	2,112円
		要介護2	772	7,720円	774円	1,548円	2,322円
		要介護3	847	8,470円	847円	1,694円	2,541円
		要介護4	918	9,180円	918円	1,836円	2,754円
		要介護5	987	9,870円	987円	1,974円	2,961円

連続して61日を超えて当事業所を利用された場合（要介護1～5）

連続して31日を超えて当事業所を利用された場合（要支援1～2）

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
ユニット 併設型	個室	要支援1	503	5,030円	503円	1,006円	1,509円
		要支援2	623	6,230円	623円	1,246円	1,869円
		要介護1	670	6,700円	670円	1,340円	2,010円
		要介護2	740	7,400円	740円	1,480円	2,220円
		要介護3	815	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		要介護4	886	8,860円	886円	1,772円	2,658円
		要介護5	955	9,550円	955円	1,910円	2,865円

利用料金

利用者負担段階	滞在費	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	880円/日	300円/日	1,180円/日
第2段階	880円/日	390円/日	1,270円/日
第3段階(1)	1,370円/日	650円/日	2,020円/日
第3段階(2)	1,370円/日	1,360円/日	2,730円/日
第4段階	2,066円/日	1,445円/日	3,511円/日

※ 食費・滞在費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算	12	120円	12円	24円	36円	1日につき
個別機能訓練加算	56	560円	56円	112円	168円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	40円	4円	8円	12円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	80円	8円	16円	24円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	180円	18円	36円	54円	1日につき
口腔連携強化加算	50	500円	50円	100円	150円	1回につき
看取り連携体制加算	64	640円	64円	128円	192円	死亡日及び死亡日前日30日以下に限り1日につき
送迎加算	184	1,840円	184円	368円	552円	送迎を行った場合(片道につき)
療養食加算	8	80円	8円	16円	24円	1回につき(1日3回を限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180円	18円	36円	54円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供した場合に算定します。
- ※ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得た場合算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基

準額の対象外となります。

- ※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 理美容代	調髪2,500円 丸刈り2,000円 顔そり2,000円 美容2,500円運営規程の定めに基づくもの
②口座振替手数料	利用料の支払いを、入居者若しくはご家族の通帳から自動引き落としを希望された場合、手数料（143円）をご負担いただきます。
③その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者又は代理人あてにお届け（郵送）します。</p>
(2) 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 窓口での現金の支払い</p> <p>イ 当施設指定の金融機関口座、または、郵便局口座への振込</p> <p>ウ 当施設指定の金融機関、又は、その他の金融機関よりの口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、現金による支払い又は口座振り込み対応する）</p>

- ※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から6月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）が作成する「居宅サー

ビス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 短期入所生活介護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 猪狩良佳
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

8 身体拘束について

身体拘束は、こころや身体の機能を低下させ、生きる意欲を奪い、人間としての尊厳をも失ってしまいます。作成した『身体拘束防止等適正化に関する指針』に沿った介護を行ない、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその
--------------------------	--

	家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）の窓口 上山市健康推進課 高齢介護グループ	所在地 上山市河崎1丁目1番10号 電話番号 023-672-1111
----------------------------------	--

山形県村山総合支庁保健福祉環境部 地域健康福祉課	所在地 山形市十日町1丁目6-6 023-627-1146 023-622-0091 (FAX)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

12 心身の状況の把握

(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者(介護予防居宅介護支援事業者)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとし、

13 居宅介護支援事業者(介護予防居宅介護支援事業者)等との連携

- (1) (介護予防)短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者(介護予防居宅介護支援事業者)及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者(介護予防居宅介護支援事業者)に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者(介護予防居宅介護支援事業者)に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) (介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した終了日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(生活福祉主幹 稲毛勝一)

- (2) 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ④ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(1) 苦情申立の窓口

【苦情（相談）受付担当】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	生活福祉主幹 稲毛勝一 受付時間 8：30～17：30
【苦情（相談）解決責任者】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	施設長 猪狩良佳 受付時間 8：30～17：30
【事業者の窓口】 （第三者委員）	所在地 上山市金谷 80 電話番号 023-672-4203 柴田美喜子 所在地 上山市泉川 7 電話番号 023-672-5068 高橋 義明
【市町村（保険者）の窓口】 上山市健康推進課 高齢介護グループ	所在地 上山市河崎 1丁目 1番 10号 電話番号 023-672-1111

【市町村（保険者）の窓口】 山形市福祉推進部介護保険課	所在地 山形市旅籠町2丁目3番25号 電話番号 023-641-1212
山形県国民健康保険 団体連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8006 (苦情相談窓口) 0237-83-3354 (FAX)

19 サービスの第三者評価の実施なし

20 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、サービス提供内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止する為の方針を明確化するなど必要な措置を講じます。

21 損害賠償について

事業者において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減ずる場合があります。

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所在地	上山市金谷字藤木 2401 番地
	法人名	社会福祉法人 借寿会
	代表者名	島崎みつ子 印
	事業所名	(介護予防) 蓬仙園短期入所生活介護事業所
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印